宅地建物取引主任者資格試験の合格者

(建築住宅課)

:

三

雑

報

平成二十年十二月三日

するので、

同条第二項の規定により公示する。

青森県告示第七百五十八号

告

示

十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条の

平成二十年 十二月三日

第三千十九号

目 次

告 示

道路の区域の変更..... 公有水面埋立ての免許の出願の要領 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定 ( ( ( ) 道 整漁 (環境政策課) 港 路備 漁 :

置いて縦覧に供する。

なお、その関係書面及び図書は、

告示の日から起算して三週間、

むつ市役所に備え

定により、

その要領を次のとおり告示する。

年十一月十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、

同法第三条第一項の規

平成二十

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、

青森県告示第七百五十九号

平成二十年十二月三日

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森市長島一丁目一の

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森県知事

三村申吾

埋立区域

むつ市脇野沢新井田一六八番地の地先公有水面

2 区域

だ線及び 十系を用いて得た次の各点のうち 国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点から の地点までを順次に直線で結ん で定められた平面直角座標第

の地点 ×座標 プラスー二五三一一・六三〇

むつ市脇野沢

廃棄物の処理及び清掃に関す

むつ市脇野沢口広一九の一とこ

名

称

埋

立 地 の  $\overline{X}$ 

分

指

定

 $\overline{X}$ 

域

青森県知事

Ξ

村

申

吾

地終処分場跡

○と同脇野沢赤坂五五の一と五七の七

1

玉

道

番図 号面

種道 路

類の

| 結んだ線及びaのサ                      | 十系を用いて得たな                            | 国土交通省告示 (豆                             | 測量法 (昭和二十                         | 2 区域 | むつ市脇野沢新井              | 1<br>位置 | 三 埋立てに関する工事の施行区域 | 四 110・111  | 3 面積 | Y座標          | の地点 X座標       | Y座標          | の地点 X座標       | Y座標          | の地点 ×座標       | Y座標          | の地点 X座標       | Y座標          | の地点 X座標       | Y座標          | の地点 X座標       | Y座標           |
|--------------------------------|--------------------------------------|--|-----------------------------------|------|-----------------------|---------|------------------|------------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 結んだ線及びaの地点とdの地点とを結んだ線により囲まれた区域 | 十系を用いて得た次の各点のうち次のaの地点からdの地点までを順次に直線で | 国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第 | (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による |      | むつ市脇野沢新井田一六八番地の地先公有水面 |         | 事の施行区域           | 〇・二六平方メートル |      | マイナスニニ三四・一九二 | プラスー二五二一〇・五三五 | マイナスニニ三六・一〇〇 | プラス一二五二〇五・六九八 | マイナスニー九七・四四〇 | プラス一二五一九四・四一七 | マイナスニー三一・七六四 | プラスーニ五二六八・六八八 | マイナスニー三二・四六四 | プラス一二五二六九・三〇八 | マイナスニーーニ・四九四 | プラスー二五二九一・八八五 | マイナスニー 三四・七九五 |

a の地点 X 座標 Y 座標 プラス一二五三三九・八七三 マイナスニー三六・五二〇

bの地点 X 座標 Y座標 プラスー二五二九三・四七 マイナス二〇八四・一一〇

cの地点 X 座標 プラスー二五一五八・六二九

dの地点 Y 座標 マイナスニニ〇三・三四八

X 座標 Y座標 マイナスニニ五五・七八七 プラスー二五二〇五・〇〇〇

3 面積

| 二、六〇一・五四平方メートル

埋立地の用途

兀

漁港施設用地

青森県告示第七百六十号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月二日まで青森県県土整備部

平成二十年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

|             | 路線名         |             |                |  |  |  |  |
|-------------|-------------|-------------|----------------|--|--|--|--|
|             | 变           |             |                |  |  |  |  |
|             | 更           |             |                |  |  |  |  |
|             | の           |             |                |  |  |  |  |
|             | X           |             |                |  |  |  |  |
|             | まらで         |             |                |  |  |  |  |
| 後           | 前           | 前           | 前変<br>後更<br>別の |  |  |  |  |
| 二一・三〇メートルまで | 二一・三〇メートルまで | 四七・〇〇メートルまで | 敷地の幅員          |  |  |  |  |
| 一四七・五七メートル  | 一四七・五七メートル  | ・00メートル     | 敷地の延長          |  |  |  |  |
|             |             |             | 備考             |  |  |  |  |

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長

望

月

受

験

番

号

氏

名

験

番

号

氏

101000六

000

0 0

一〇一四五

横工木清

0 受

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$  $\overline{\circ}$ 

加房 Ξ

正

001

祖父尼 小笠原

章 資 和

0 0 0 0 000 0 0

| 〇| 七三

 $\overline{\circ}$ \_ 五 三

一五七

三津谷

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

一〇一七九

工神大山相須

佐々木

隆

郎 弘

 $\overline{\circ}$ 

一八四

00110 - 00 八 --------

| 00四 

| 00四|

田後佐中藤木

治平輝

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

良 友

0 0  $\frac{0}{0}$ 

一〇一九五

0 0 0 0  $\frac{0}{0}$ 0 0 0 0 0 0  $\frac{0}{0}$ 0 0 0 0

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

- 00五三 100四五 | 〇〇四四

坂 鈴 志 浅 櫻

口木田井庭

崇之求光志

二七四

 $\overline{\circ}$  $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$  $\overline{\circ}$  000

〇 五

0 0

 $\overline{\bigcirc}$ 

四五

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

五五六

雑

報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。 第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試 平成二十年十月十九日実施した宅地建物取引業法 合格者は五十問中三十三問以上正解の者とする。 ただし、 (昭和二十七年法律第百七十六号)

とする。 条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十八問以上正解の者 平成二十年十二月三日

宅地建物取引業法第十六 釜木小名安長 久石村田井永内 石本馬藤 山藤村川 律昌 美光美 真 由 誠 美 大 知 香 孝 和 薫 名 志貴織茂治 治 樹 博 也 雄 0 0 0 0 0 0  $\frac{0}{0}$ 0 000 0 0 0  $\frac{0}{0}$ 0 000 0 0 000 0 0 0  $\frac{0}{0}$  $\frac{0}{0}$  $\frac{0}{0}$  $\frac{0}{0}$ 0  $\frac{0}{0}$ 0 0  $\frac{0}{0}$  $\frac{0}{0}$ 0 0 0 011010111111 01010111111 0110101101 一〇五八七 一〇四五〇 一〇四三九 一〇四七七 一〇四七六 一〇四七〇 一〇四六四 一〇四五三 一〇三九九 一〇三八五 一〇三五九 一〇五五九 一〇四九〇 一〇四二五 一〇三九一 一〇三六七 一〇三四七 〇五五三 一〇五四五 ----〇四七二 一〇四六六 〇四五八 〇四四〇 〇三六〇 〇四八八 〇三七四 〇五五万 〇五四〇 三 長 金 古 高谷上川澤川坂 奈良岡 武安池舛加菊熊 三幡川 片永木佐櫻工太中関千大須川佐笹田栁森佐三 小 金古高 田永野田藤池谷 多 村 桐 井村藤田藤田村川葉 嶋藤 藤 久美子 絵里賀 衞孝泰憲清雅春 丈 富猛 勝 幸 忠智 理 勇 郁 幹 武 久 健 朋安 人聡二 介 子 己二史保人子美 望夫士和広之子美 智 幸 光緒 0 0 0 0 000 000 0 0 0 0 000 000 000 0 0 0 0 0 000 0 0 0 000 0 0 0 000 0 0 0 0 000 000 0 0 000 000 000 000 0 0 000 000  $\overline{\circ}$ 0 0  $\circ$  $\overline{\circ}$ 一〇七八九 一〇七八一 一〇七七二 一〇七六三 | 0七| | 一〇六五九 -〇六 | 一〇六一九 一〇八〇五 一〇七九九 一〇七九三 一〇七四二 | 0七| | | 一〇五九六 一〇八四八 一〇八一五 一〇七九五 一〇七九〇 一〇七八二 一〇七五二 一〇七三七 一〇六九八 一〇六九三 一〇六八五 一〇六七二 一〇六七一 一〇六五三 一〇六五〇 一〇八六七 一〇七六九 一〇八六三 一〇八三三 一〇八四五 五十嵐 山大千相田秋鈴 青安山工工阿濱佐山大白齋外安村髙鈴田 向 田白柳 横島 佐 佐 万木 中 野取藤崎藤岡橋木村野 口森田馬邊 元 木 Щ 部 田 藤 部 中 中川澤内津 邊 藤 田 かなえ 亜矢子 典子 貴美子 由李香 慎圭 利美 康 順 優 俊 子奈雄充剛修仁郎太広哉介博也仁憲成幸

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一年週月・水・金曜日発行

銭

 $\begin{picture}(20,0) \put(0,0){\line(0,0){120}} \put(0,0){\line(0,0){12$ 0 0  $\stackrel{\bigcirc}{\circ}\stackrel{\bigcirc}{\circ}\stackrel{\bigcirc}{\circ}$ 0 0 100年 0-0九九八 一〇四五 一〇三五 一〇九九三 一〇九八五 一〇九七七 一〇九七六 一〇九四六 一〇九三五 一〇九一八 一〇九一〇 一〇九〇四 五〇〇 五〇〇 | 一〇九八四 五〇〇五 佐 對 田 本 田 柿 佐 石 三 笹 西 谷 黒 米 木 野 伊 小 吉 堀 中 五 々 津 城 藤 馬 中 間 村 原 木 川 谷 戸 村 川 滝 沢 村 上 藤 川 田 井 谷 戸 英英康 真初邦茂浩 尚正知祐孝順州智誠留稔康 樹範雅聡希代仁樹樹智士樹信佳則一吾子子美行晴  $\begin{tabular}{c} $\underline{\bigcirc} \ \underline{\bigcirc} \$  $\overset{\bigcirc}{\circ}\overset{\bigcirc}{\circ}$  $\begin{picture}(20,0) \put(0,0){\line(1,0){100}} \put(0,0){\line(1,0){10$ 000  $\frac{0}{0}$ 000  $\frac{\bigcirc}{\bigcirc}$ 0 0 0  $\overline{\circ}$ ) 五〇四九 五〇〇九 一五〇六六 一五〇六五 | 五〇六四 五〇六一 一五〇五七 五〇五一 -五〇-七 一五〇六八 一五〇五八 常阿松尾木昆平山髙若神佐葛小今工三河田伊古宮 木部木形村 澤邊地松 藤西村 藤上野中藤川内 美武俊 由一ふ 正貴里元賢 孝悠貴純有耕武眞 希喜彦篤香磨子努晃秋美成晃晃善樹子一一治範優